



今月のトピックス

◇ 全社協からのお知らせ

- 平成 30 年 7 月豪雨災害における被災地支援・災害ボランティア情報
(全国ボランティア・市民活動振興センター)
- 「社会福祉主事資格認定通信課程 (民間社会福祉事業職員課程・秋期コース)」受講者募集のご案内
【再募集】(中央福祉学院)

◇ 制度・施策等の動き

- 平成 31 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針を閣議了解 (財務省)
- 「自治体戦略 2040 構想第二次報告」の公表 (総務省)
- 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 (働き方改革関連法) が成立
- 生活困窮者自立支援制度全国担当者会議の開催 (厚生労働省)

◇ その他 (参考情報)

- 平成 30 年度介護従事者処遇状況等調査が 10 月に実施される (厚生労働省)
- 認定就労訓練事業所における社会福祉法人の認定状況を公表 (厚生労働省)
- 子ども食堂に関する通知の発出 (厚生労働省)
- 平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.5) の発出

◇ 全社協からのお知らせ

平成 30 年 7 月豪雨災害に関する情報は「被災地支援・災害ボランティア情報」にて発信中
(全国ボランティア・市民活動振興センター)

平成 30 年 7 月、西日本各地を中心に豪雨災害が生じました。

現在、被災地の復旧・復興に向け、多くのボランティアの方々に協力いただいております。7 月末までに全国で 12 万人を超えるボランティアの方々が活動しました。被災地では、まだ支援を必要としているところが多くあり、今後も息の長い支援が求められます。全社協地域福祉部 全国ボランティア・市民活動振興センターでは、ホームページで被災地支援、災害ボランティアの情報を随時更新しています。

「全社協 被災地支援 災害ボランティア情報」へのリンクはご自由に設定いただいて結構です。なお、その際にはトップページを貼り付けてください。

詳細については、ホームページ「全社協 被災地支援 災害ボランティア情報」をご覧ください。

【ホームページ】全社協 被災地支援 災害ボランティア情報 <https://www.saigaivc.com/>



「社会福祉主事資格認定通信課程（民間社会福祉事業職員課程・秋期コース）」受講者募集のご案内
【再募集】（中央福祉学院）

全社協・中央福祉学院では、「社会福祉主事資格認定通信課程（民間社会福祉事業職員課程・秋期コース）」の受講者を募集しています。

社会福祉主事は、福祉で働く方にとっての基礎的な資格であり、本課程では幅広く分野横断的に知識を得ることができます。福祉・介護分野で働いている方であれば、原則としてどなたでも受講することができます。

また、本課程修了後、所定の相談援助業務に2年以上従事すると、「社会福祉士」の受験資格を得るための短期養成施設への入学資格を得ることができます。中央福祉学院でも社会福祉士短期養成コースを実施しているので、主事資格取得後のさらなるキャリアアップを見据えた継続的な学習を計画いただけます。

「社会福祉主事資格認定通信課程（民間社会福祉事業職員課程・秋期コース）」
～福祉の現場実践を支える基礎的知識が身につく通信教育～

【受講期間】2018年10月～2019年9月（1年間）

【学習内容】自宅学習による答案作成（16科目）、面接授業（5日間）

【申込締切】2018年8月10日（金）〔当日消印有効〕

※当初の申込期限（7月2日消印有効）から延長。

【問合せ先】全社協・中央福祉学院 TEL：046-858-1355

研修の詳細については、中央福祉学院のホームページをご覧ください。

【中央福祉学院】<http://www.gakuin.gr.jp/training/course305.html>

◇ 制度・施策等の動き

平成 31 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針を閣議了解（財務省）

平成 30 年 7 月 10 日、「平成 31 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」が閣議了解されました。

基本方針は、平成 30 年 8 月末までに各省庁が財務省に要求する予算の枠組みを定めるものです。

この中で、年金・医療等の社会保障関係費については、「高齢化等に伴う自然増」として、前年度当初予算額約 31 兆 5,000 億円に 6,000 億円加算した額を、厚生労働省は財務省に要求できるものとされました。「高齢化等に伴う自然増」については、前年度に比べ、300 億円下回っています。

なお、消費税率引き上げとともに実施する社会保障の充実や、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）に盛り込まれた子育て支援、介護人材の処遇改善などは、別途、予算編成過程において検討することとされました。

閣議了解に先立ち、7 月 9 日に開催された「平成 30 年第 11 回経済財政諮問会議」（議長：安倍晋三 内閣総理大臣）では、民間議員から、社会保障関係費の自然増分が低下した点に関して、高齢化による伸びを抑えていくことは難しい問題であるとの見解が述べられた一方で、他の民間議員らからは、社会保障費関係費の自然増は巨額であり、6,000 億円の伸びを抑制する方向に持っていくべきであるとの意見が出されています。

詳細については、財務省のホームページをご覧ください。

【財務省】平成 31 年度予算 https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2019/index.html



「自治体戦略 2040 構想第二次報告」の公表（総務省）

7 月 3 日、総務省「自治体戦略 2040 構想研究会」（座長：清家篤 日本私立学校振興・共済事業団理事長/慶応義塾学事顧問）が、研究会の第二次報告を取りまとめ、公表しました。

報告では、行政サービスの維持に向け、地方の人口減少を見据え、「連携中枢都市圏」のように、圏域単位の行政推進を法的に位置付けるよう提言しました。一方、東京など 1 都 3 県では医療・介護サービスの供給や首都直下地震といった課題に対応するため、国も含めて調整する協議の場が必要と指摘しています。

報告書の推計によると、福島県を除く全国の市区町村 1,682 団体のうち、2015 年から 2040 年にかけて人口が増加するのは 112 団体のみで、140 団体は半分以下に減少するといわれています。

報告の詳細については、総務省のホームページをご覧ください。

【総務省】「自治体戦略 2040 構想研究会」において取りまとめられた第二次報告の公表

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei04_02000068.html

生活困窮者自立支援制度全国担当者会議の開催（厚生労働省）

平成 30 年 7 月 26 日、厚生労働省は「生活困窮者自立支援制度全国担当者会議」を開催しました。

本会議では、6 月に成立した、改正生活困窮者自立支援法についての行政説明および大阪府・熊本県・豊島区・千葉県における取り組みの事例が発表されました。

改正法では、①生活困窮者の自立支援の強化、②生活保護制度における自立支援の強化、適正化、③ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進が大きな柱であり、それぞれについて概要が示され、施行に向けて国庫負担・補助協議についても示されている。また、自治体からの取り組み事例は広域実施、一体的支援、広域ネットワークに視点をおいたものであり、現状や課題等も共有されました。

会議資料については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】生活困窮者自立支援制度全国担当者会議資料について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137292_00001.html



働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）が成立

6月29日、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が参議院で可決・成立されました。

働き方改革関連法は、労働基準法や労働契約法など合計8つの法律で構成され、(1) 残業時間の上限規制、(2) 高度プロフェッショナル制度、(3) 同一労働同一賃金が盛り込まれています。

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の概要

(1) 残業時間の上限規制

○現行の労働基準法が定めている労働時間は「1日8時間、週40時間」だが、企業と労働者が協定を結んだ場合に限り、法定労働時間を超えて仕事をさせることが可能だった（いわゆる36協定）。

○厚生労働省では、36協定を結んだ場合でも、残業時間について「月45時間、年360時間」を限度にする目安を定めていたが、強制力はなかった。

○今回、残業時間の上限規制では「月45時間、年360時間」という基準が明確化され、繁忙期など、残業を行う必要がある場合においても、45時間を超えて残業できるのは6か月までとされ、年間の上限は720時間となる（休日労働を含めない場合）。休日労働を含めた場合、単月では100時間未満、複数月の平均では80時間未満に制限される。

○上限規制を超えて労働させた企業には、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科される。

○大企業は2019年4月から、中小企業は2020年4月からの適用となる。

○また、10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、使用者は5日について、毎年、時季を指定して与えなければならない。

○なお、新技術・新商品の研究開発業務には上限規制が適用されず、自動車運転、建設、医師に対する上限規制の適用は5年後となっている。

(2) 高度プロフェッショナル制度

○高度プロフェッショナル制度は、年収が高い一部の専門職について労働時間規制の対象から外す。

○対象の年収は、1年間に支払われると見込まれる賃金が「平均の3倍を相当程度上回る水準」と規定し、政府は年収を1,075万円以上と想定、詳細は今後政省令で定める。

○制度を導入するためには、労働側と企業が合意し、対象者本人も適用に同意することが条件となっている。また、実際に制度を運用する場合には、年間104日の休日取得が義務付けられる。

○企業規模を問わず19年4月からの適用となる。

(3) 同一労働同一賃金

○正社員と非正社員は、現行でも仕事の内容や責任の程度、転勤・異動の範囲などが同じなら待遇も同じにする必要がある。今回の法改正では、待遇ごとの性質や目的などに照らして不合理かどうか判断すべきとした。企業には、待遇差の内容やその理由を非正社員に説明する義務が課される。

○具体的にどのような待遇差が違法かは、今後、労働政策審議会で議論し「ガイドライン」を定め、法の施行と同時に適用される。厚労省が2016年12月に公表したガイドライン案では、通勤手当などの手当や、食堂の利用などの福利厚生では原則、待遇差を認めておらず、基本給や賞与は経験や能力の差などに応じた違いを認めている。

○大企業は2020年4月から、中小企業は2021年4月からの適用となる。

議案本文・詳細については、参議院のホームページをご覧ください。

【参議院】働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/196/meisai/m196080196063.htm>



◇ その他（参考情報）

平成 30 年度介護従事者処遇状況等調査を 10 月に実施（厚生労働省）

平成 30 年 6 月 21 日、厚生労働省は、「第 26 回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会」（委員長：田中滋 埼玉県立大学理事長）を開催し、平成 30 年度介護従事者処遇状況等調査について検討を行いました。

前回の調査（平成 29 年度）から調査対象や抽出方法・抽出率に変更はないが、調査項目について一部見直しが行われます。

平成 30 年度調査においては、介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の取得が困難な理由及び介護職員処遇改善加算を取得しない理由について、さらに具体的な事情を把握するための調査項目を設けることとされました。

これらの調査項目の追加に伴い、「加算（Ⅰ）の届出を行っている事業所におけるキャリアパス要件（Ⅲ）を満たす根拠」及び「特別事情届出書の提出状況」の調査項目等については削除されることになりました。

平成 30 年度調査は、10 月に実施され、調査結果は平成 31 年 3 月に公表される予定です。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】第 26 回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212846.html>

認定就労訓練事業所における社会福祉法人の認定状況を公表（厚生労働省）

平成 30 年 6 月 28 日、厚生労働省は、認定就労訓練事業所の認定状況（平成 29 年度第 4 四半期）を公表しました。

平成 30 年 3 月末時点における認定就労訓練事業所の認定件数は、1,409 件で、利用定員合計は、3,561 名。法人種別では、「社会福祉法人」が 805 件と最も多く、全体の 57.1%を占めています。「社会福祉法人」の認定件数は、平成 29 年 12 月末時点に比べ 100 件増加し、法人種別ごとの割合は 0.2 ポイント増加しています。

「第 2 回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」（平成 29 年 6 月 8 日開催）の資料によると、認定就労訓練事業所を利用すべき者が利用しなかった理由として、「本人が通える範囲内に認定事業所がない」ことを挙げる自治体が全体の約 8 割であり、認定就労訓練事業所の更なる拡大が求められています。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】認定就労訓練事業所の認定状況

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000096460.html>

※参考【厚生労働省】第 2 回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000167340.html>



子ども食堂に関する通知の発出（厚生労働省）

平成 30 年 6 月 28 日、厚生労働省より、子ども食堂に関する通知「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」が発出されました。

この通知の中で、子ども食堂は、「子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待」されることが示されました。

他方で、子ども食堂に対する関心が薄い地域や、学校・教育委員会の協力が得られない地域もあることから、通知では、子ども食堂の活動に関して運営者や関係機関との連携・協力の推進を図ることとしています。具体的には、学校、公民館等の社会教育施設、PTA及び地域学校協働本部や、教育委員会等が実施する学習・体験活動等の事業関係者を通じて、困難を抱える子どもたちを含む様々な子どもたちに地域の子ども食堂の情報が行き届くよう、行政において、福祉部局と教育委員会等が連携し、子ども食堂の活動について情報共有を図るなどの協力を求めています。

また、社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」の一環として、子ども食堂の運営を含め、地域住民の交流や協働の場の創出等に取り組んでいるため、子ども食堂の運営者に対して、地域の社会福祉法人の取組と連携して活動を展開していくことが効果的であることも示されています。

詳細については、別添資料①をご覧ください。

【厚生労働省】子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 5）の発出

平成 30 年 7 月 4 日付で、厚生労働省より、「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol.5）」が発出されました。

今回の Q & A では、「身体拘束廃止未実施減算」の適用時期（7 月以降）は、介護老人福祉施設と同様に、施設サービス、特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護においても同様に適用されることが示されました。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol.5）

【施設サービス、特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護】

○ 身体拘束廃止未実施減算、夜勤職員配置加算（ロボット）について

問 3 平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 1）の問 87 から 90 に対する回答については、他のサービスにも同様の加算があるが、介護老人福祉施設のみに適用されるのか。

（答）

問 87 の回答については、施設サービス、特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護に適用される。

問 88 から 90 までの回答については、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護に適用される。

Q & A 本文については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】介護報酬改定 Q & A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/kaitei30.html



実践事例紹介

～キラリと光る★全国の社協の取り組み～

実践① 各務原市社会福祉協議会・八木山地区社会福祉協議会（岐阜県）

小規模多機能の住民同士におけるささえあいの家・ささえあい活動

- 空き家を活用した「ささえあいの家」と、そこで把握したニーズに応じて「ささえあい活動」を提供し合う、住民同士の小規模多機能自治の活動になっている。
- 「ささえあいの家」「ささえあい活動」は地区社協の事業であるため、地区社協・市社協・市役所との関係は緊密であり、関係各課からの助成、情報提供を含めた支援も手厚くなっている。
- 理事会、評議員会には、民生委員やシニアクラブ、まちづくり協議会、PTA、小中学校、子育てグループ、中学生のボランティアクラブなど 20 程度の多様な組織が入っており、広く周知をし、認識してもらうには都合の良い体制で、「横串を指す意識」が貫かれている。

詳細は、東京都健康長寿医療センターの HP をご覧ください。

【東京都健康長寿医療センター】介護予防につながる社会参加活動等の事例の分析と一般介護予防事業へつなげるための実践的手法に関する調査研究事業

<http://www.tmg Hig.jp/research/info/archives/012474/>

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク HP にも掲載しています。

<https://www.zcwvc.net/news-file-掲載事例/no-14/>

【参考】「社協・生活支援活動強化方針」(第2次アクションプラン)との関連

<input type="checkbox"/> アウトリーチの徹底	<input checked="" type="checkbox"/> 地域づくりのための活動基盤整備
<input checked="" type="checkbox"/> 総合・支援体制の強化（総合相談体制の構築）	<input checked="" type="checkbox"/> 行政とのパートナーシップ
<input checked="" type="checkbox"/> 総合・支援体制の強化（生活支援体制づくり）	<input type="checkbox"/> その他（該当なし）

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部

«配信元»

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター

電話 03-3581-4655/4656 c-info@shakyo.or.jp

＊「News File」では、毎月 1 回、地域福祉担当の皆様に参加になる関連トピックスを発信します。併せて隔月にて全国各地の社協による実践事例も紹介いたしますので、創意工夫をしながら取り組んでいる実践があればぜひ上記事務局（電話か e メール）まで「テーマ」と「社協名」に関する情報をお寄せください。実践の詳細については、こちらからお尋ねさせていただきます。